

国保の都道府県化を推し進めた知事責任は重大

保険料負担の軽減のために府の繰り入れを

【山内】日本共産党の山内よし子です。通告にもとづき知事に伺います。

最初に4月から始まる国保の都道府県化に関わってです。昨年为国保料の府内の滞納者は加入世帯の1割をこえ、そのうちの半数が期限が半年や3ヶ月といった短期証しか交付されていません。さらに保険証を取り上げられ、資格証になっている方も4595世帯と滞納者の11%にもものぼります。民医連が昨年度行った調査では、経済的事由による手遅れ死亡事例が全国で58件あり、そのうち半数以上が、短期証や資格証、無保険だったことがわかっています。その原因は国民健康保険料があまりにも高すぎることです。

知事はこれまで国保制度の構造的問題があるとして国の財政支援を求め、さらに小規模市町村では財政運営が不安定になってきていること、市町村間で保険料率に大きな差があることが問題だとして、国と共に都道府県化を進めてこられました。しかし都道府県化の一番の目的は国の社会保障の費用、医療と国保の費用を削減し、予算削減の役割を都道府県に担わせるとともに、自治体の国保会計への一般会計からの繰り入れも削減し、社会保障としての国保制度を「相互扶助」の制度に改変しようとするのです。

知事は当初、国に対して1兆円の財政支出を求めてこられました。それも3400億円に留まりました。知事は昨年9月の議会でわが党の光永議員の質問に対して「28年度と同額の法定外繰り入れが行われるとすれば、3400億円の国費補充分があるから負担軽減が行われるということは、数字上は間違いない」と答弁されました。さらに予算説明でも「国の財政支援を活用し、府内市町村の保険料が、市町村が単独で運営を続ける場合と比較して1人当たり平均5200円の引き下げとなるよう軽減措置を実施する」と述べられました。マスコミも国保料が全市町村で16年度比平均2930円減額されると報道しました。ところが実態はまったく違っています。

向日市では都道府県化を契機に一般会計の繰り入れをなくし、今年度から3年連続毎年25000円もの値上げが強行されました。京田辺市の試算では今年値上げにはならないものの、平成31年度からは、たとえば40代夫婦と子どもで4人世帯、所得が300万円の世帯で44万7千円から54万7千円へと10万円もの値上げが必要とのことです。木津川市や伊根町、京丹波町でも値上げが計画されています。こうした事態について知事はどのように考えているのか、お答え下さい。

【答弁・知事】山内委員のご質問にお答え致します。国保の都道府県単位化についてでありますけれども、市町村の国保は他の保険者に比べ年齢構成が高く1人当たりの医療費が高い、無職やアルバイトの方が多く、所得に占める保険料の比率が高いなどの構造的な課題を抱えまして、厳しい運営が続いてまいりました。しかも過疎高齢化が進む市町村もあり、将来のことを考えれば抜本的な財政基盤の強化というのが、私は絶対に必要である、ということから都道府県単位化としての移行を進めてまいりました。同時に、全国知事会長として国に対して支援を強く求めてまいりまして、全市町村の法定外繰入額に相

当する、毎年 3400 億円という支援を実現したわけであります。多ければ多いに越したことはないのでありますけれども、全市町村の法定外繰入額、これを取れたということはやっぱり大きいなと思っております。国のほうは削減をするという話しをおっしゃいましたけれど、削減どころか逆に国の負担を大きくしたということを考えていただきたいと思えます。そして、それは確実に市町村の国保財政や被保険者の負担軽減に繋がる形でスタートできたことは認めていただきたいと思えます。その中で先に公表した 30 年度の納付金保険料の算定については都道府県単位化による影響と、そして激変緩和措置の効果を確認するために 28 年度と比較をしたものでありまして、新制度に移行しなければ、被保険者 1 人あたりの医療費の増加により、21 市町村の保険料が上昇するが制度移行に伴います財源を最大限に活用することによって、逆に 1 人あたり府平均、約 5200 円の保険料の抑制効果が確認されたわけでありませぬ。私どもはそうした制度の基礎的な部分を担いますけれども、具体的な保険料の額の決定はこれは市町村が担っております。法定外繰り入れを前年度と同様に行うか否かというのは市町村がそれぞれの状況をふまえて判断するわけでありまして、都道府県化ということが何か法定外繰り入れの制限につながったり、そうした判断に繋がるものでは決してございませぬ。従いまして市町村がどういうふうに判断をするか、これは議会を経て行うものでありますから、正に住民の判断でありますから、私どもは京都府として住民の皆さんの判断に対して何かいうべきものではございませぬので、そこは市町村の判断を尊重しなければならないというのが私どもの都道府県の立場でございませぬ。そのことについてはご理解をいただきたいと思えます。

【山内・再質問】 書面審査で、京都府に降りてくると言われている 36 億円の追加公費のうち、今年は 7 億 2000 万円交付されたけれども、来年度はまだ未定だと。激変緩和の特例基金の 6 億円も、これも 5 年間だけです。これでは際限のない国保料の値上げにつながるんじゃないでしょうか。構造的な問題の解決どころか、府民の命や健康を脅かすものになるではありませんか。都道府県化を勧めてきた知事の責任は重大だと思えますよ。

1 月 29 日に出された厚生労働省の通知、ご存じだと思いますが、赤字解消のための一般会計からの繰り入れと、繰上げ充用を解消するための計画を策定しろということが出てきます。しかもそのことが交付金にまで影響してくるわけですよ。国保料を引き上げて一般会計からの繰り入れを減らした自治体ほど交付金が多くなる、そういう仕組みが作られてきているわけです。これだけ市町村ががんじがらめにされているわけですから、赤字解消のための繰り入れをがんじがらめにして減らそうとしているんです。繰り入れも可能だというふうに、知事はおっしゃいました。それだったら身をもって示すべきです。京都府が一般会計から繰り入れを行ってでも、保険料負担を軽減するために一般会計から繰り入れもできることを市町村に示すべき、そのことを強く求めておきます。

命まで奪いかねない国保料の取り立てをやめよ

【山内】 さらに都道府県化で徴収の強化による、生存権の侵害が懸念されることについて伺います。先にも申し上げましたが、高すぎる国保料が払えない世帯が増えています。京都市では滞納していると、国保の窓口負担を軽減する減免制度が使えず、高額療養費制度もまともに利用できません。入院しようと思っても限度額認定証が交付されないのです。滞納者への制裁は命まで奪いかねない短期証や資格証だけではありません。

京都市内の 30 代の夫婦で子どもさん含めて 4 人世帯。収入は 2 人あわせて 337 万円、所得で 183 万

円です。様々な事情で病気の父親の国民健康保険料を支払わなければならなくなったり、出産でパートを休んだために、そのことがきっかけになって国保料の滞納が始まり、3ヶ月間の短期証しか交付されませんでした。無理な納付計画書に同意し、生活費を削り、食費を削って滞納分も含めて毎月5万円以上の保険料を納めていましたが、夫婦のうちどちらかが病気で仕事を休めば、たちまち親子4人の生活が破綻してしまいます。しかもこの額では滞納が減らず、残額を一括で支払うように求められました。仕方なく児童手当が入るたびに、それを全額保険料の滞納分に当てることまで約束してしまったのです。何のための国民健康保険なのか。できることなら国保から抜きたいというふうにおっしゃったのです。

本府の運営方針には府内自治体の国民健康保険料の収納実績と2年後の目標が数値で示され、自治体同士を競わせるものになっています。滞納しなければならない事態を作り出しておきながら、徴収ばかり強化させることはやめるべきです。さらには地方税機構への移管の推進も明記されています。地方税機構では、生活実態を無視した一律の取り立てが行われ、誠実に自動車税を分割納付していたのに突然生命保険が差し押さえられるなど、わずか15円、1円の預金が差し押さえられるなど、人々の暮らしも命も顧みない取立てが行われているのです。

本来国保は「国保料が払えない」という相談を窓口にして、自治体がきめ細かい相談にのり、保険料の減免の相談にものり、医療の必要の有無を聞くなど、命を守るために住民の身近な市町村が対応すべきものです。自治体間で徴収を競わせること、また本来市町村が行うべき機能まで地方税機構に移管させるようなことはやめるべきではないのか、そこのとについてお答え下さい。

【知事】先程申しましたように国から3400億円取ってきて、それで下がっているというのは厳然たる事実です。それがいつまで続くのかとかそんな話ではなく、まさに取ってきて下げているんです。そのことは認めていただきたいなと思いますし、その中で私どもは、国はすぐに値切ろうとするんです、それに対して私は今年の全国知事会においても値切るのであれば都道府県化はやめるという形で毅然として行動して、この4月の国保の都道府県化と結びつけたのですから、私は別に国の代理人ではありませんので、戦うところは戦っていることはご理解いただきたいと思います。その点では都道府県単位後の保険料の減免実施に関する事などの相談でありますけれども、これはこれまで通り市町村がきめ細かく対応いたします。そして納税者に対する督促等、これは被保険者間の負担の公平性を確保するためにも当然行わなければならないものであります。逆に広域税機構ができる前は督促などほとんど行ってなかったような所も見受けられたわけであり、それはやっぱり納税をしていただく方の公平という点も考えていく必要があるのではないのでしょうか。そしてその中ですでに移管を希望する19市町村から国保の滞納案件を受けておりますけれど、これは府税市町村税の窓口一本化のメリットを活かせます。うまくそうしたメリットを活かして一律で機械的な対応にならないように、滞納者の生活実態や収入状況を把握した上で分納を含めた納付相談など丁寧な対応を行っている者でありまして、その点では税と国保料の滞納相談を一々違うところでやっていたのでは、かえって納税者の皆様、国保料を払う皆さんも大変ではないかなと思いますし、地方税機構の職員は、これは邪でも鬼でもございませぬ。本当にしっかりと京都府の職員や市町村の職員に来ていただいておりますので、その点のご信頼をいただければありがたいと思います。なお、被保険者の資格証明書とか短期被保険者証の交付につきましては、これは従前通り市町村が担っているわけでありまして、都道府県化の問題とはちょっと違う問題でありますから、この点は私どもは滞納者との相談内容や納付状況もふまえて、きめ細かな対応ができるようにしていかなければならないと思います。収納率目標につきましては、これは市町村と十分協議する中

で各市町村ごとに過去3年間の平均ベースを目標として設定しているわけでありまして、そこから何かが出てくるというわけではありませんので、我々としましてはやっぱり市町村の皆さんの間で公平も維持しなければならないという要請にも応えなければならない、そういう立場にあることはご理解いただきたいと思います。

【山内・指摘】短期証や資格証によって命を奪いかねられない状況に国保制度が今なっているということを言っているのです。だから命を守る制度にすべきだ、都道府県化のもとでそういうことをすべきだということを言っているのです。1兆円を値切られて3400億円で、それで善しとするのでは無く、きちっと住民の生活実態、命に寄り添っていただきたい。国に対して国保に対する国庫負担率を50%以上に戻すようしっかりと要望していただきたいと思います。そして都道府県化を進めてきた京都府の責任として一般会計から繰り入れも行ってでも保険料の負担を軽減し、払える保険料にすべきです。時間がありませんので、このことを強く求めて次の質問にいります。

福祉施設への補助金大幅削減をやめよ

福祉施設からは「全く聞いていない」と怒りの声

【山内】次に民間社会福祉施設補助金の削減についてです。民間社会福祉施設補助金が今回の予算で6億100万円から2億2500万円に大幅に削減提案されています。この補助金はこれまで様々に組み替えられてきましたが、保育園には園児一人当たり年間17000円、障害児者やケアハウス等では一人当たり3万円の補助等がなされ、施設の修繕や送迎車両の購入など、自由度の高い補助金として運営を下支えしてきました。

ところが2月13日の新聞で府が突然補助金を抜本的に見直す方針固めたことが報道され、怒りと不安の声が寄せられています。ケアハウスからは「この補助金がなくなれば、結局人件費にしわ寄せするしかない」、400人規模の障害者の施設からは「40年間、1人3万円の補助金をもらっていた。年間1200万円の支援を組み込んで、来年度の事業計画も建てていたのに急にどうするんだ」と、それから保育園からは「そのお金で屋根を直そうと思っていたのに、一体どうしたらいいのか」と切実な声です。福祉施設の経営を下支えしてきたのがこの補助金で、こうした下支えの補助金の削減はやめるべきです。いかがですか。

もう一点は削減のやり方についてです。「2月になって突然知った。来年度の事業は府の補助金を組み入れて計画を立てていたのに、あまりにも唐突なやり方だ」、「いったい、どこで誰がこんなことを決めたのかわからない。」と突然報道で知った関係者からは驚きの声が寄せられました。先の書面審査では1年間かけて協議してきたと説明がありましたが、社会福祉サービスの在り方検討会では削減の話などされていませんし、検討会のまとめでもそうした方向性は一切示されていません。「社会福祉法人の仕事は介護・認知症・障害者・児童等厳しい問題に直面している方に対して専門性を持って対応していくという、困ったときに本当にあってよかったといってもらえるケースが多い分野だけれども、経営の問題や人材確保で苦勞している」などむしろ率直な意見が出されてきました。

介護保険では要支援の方々を対象からはずされ、地域の総合事業に移行していますが、その受け皿となっているのも社会福祉施設です。報酬が削られても「社会福祉法人の責務だから」と身を削って受け

ざるを得ないのです。本来ならそうした法人の苦勞と努力に心を寄せた対応がなされるべきです。唐突に「検討会で議論してきた」として削減することなど許せないことです。こうしたやり方についてどう考えているのかうかがいます。

【知事答弁】 社会福祉施設への支援制度ですけど、全くの誤解です。私どもは先程申しましたように平成 28 年 9 月に社会福祉サービスの在り方検討委員会を設置して 1 年間にわたって議論を重ねてまいりました。その中で改正社会福祉法の趣旨もふまえ、府民ニーズや時代の変化に対応した地域社会に貢献する社会福祉法人としての取り組みや行政の関わりの在り方について議論を重ねてきたところであり、検討会におきましては、施設整備や運営費などをこれまでの補助制度のような、機械的に割り振るのでは無く、地域で暮らす 1 人 1 人の福祉や生活の課題に柔軟に対応できるような、社会福祉法人の新たな取り組みのきっかけとして活用できるような支援策を作っていこうじゃないか。社会福祉法人が地域のニーズ等に対応した新たな地域貢献活動を提供し、福祉の核として活躍できるよう、行政や関係機関による支援が必要であるという、そういう形の意見をいただいたところでもあります。ただ、ご存じのように今回は骨格的な予算でありますので、ちょっと新聞の報道の仕方が私も少し変だなと思ったのですけれども、そうなりますとまた新たな政策判断が必要でありますので、今回の当初予算というのはこれは骨格的な予算ですから、どうしても、例えば建設費の償還補助のように、直ぐに無くなってしまえばその年は困りますから、そういう経過措置はやっておかなければやりませんと、それから地域包括ケアの推進とか、子どもの貧困対策等の地域課題解消に向けた実際の取り組みについて、ずっとやってきたものを強化していくとか、京都市との補助率の差を埋めるとか、そういう必要最小限のことを今回やらさせていただいたわけであり、ですから、これから正に在り方については肉付け補正予算というのが一応検討されているわけであり、これは新しい知事の判断になってくるのでありますけれども、そうした中で今は守りの骨格的予算のものとしての社会福祉の補助金が計上されているだけでありまして、今度は攻めにつきましては新しい知事のもとでの判断をされることになろうかなと思っているところであります。

【山内・再質問】 機械的な支援をやめて新しい任務に相応しい支援にするんだというふうにおっしゃいました。今、利用者数に応じてきちんと支援をしていらっしゃるんですが、その利用者数に応じた支援というのは機械的な支援ではなくて土台をしっかりと支えているということなんです。京都市の老人福祉施設協議会からは「人材確保が困難を極める中で、利用者の処遇向上のためにも現在と同額程度の予算を確保してほしい」「ケアハウスの対象は自立した方だが、特養が要介護 3 以上に限定され、要介護 2 以下の形の受け皿になっている。しかし人員配置基準は限界で、加算的補助を検討してほしい」そうした要望が出されています。むしろ充実してほしいという要望です。本来ならこうした要望にこたえて、補助金を充実すべきであります。

京都市保育園連名からも、京都府保育協会からも要望書が提出され、福祉現場で働く方々の労働組合からも補助金削減の撤回を求める請願が提出されています。補助金が減らされたら、どうやってやりくりをするのですか、と伺うと殆どの方々が「人件費を削る以外に方法がない」「正規から非正規に置き換える以外にない」など、いまでも問題になっている福祉労働者の人材確保がますます困難になって、結果として社会的弱者である利用者にもマイナスの影響を与えるんです。

【山内・要望】 共生社会ということを盛んに言うておられます。新たな責務ができたんだというふうにおっしゃいますけれども、結局、国と自治体の社会保障の予算を削減し、公的責任を放棄してボランティアや社会福祉施設にその責任を押し付けるだけではないのか。違うのですか。是非削減は撤回をしていただきたい、要望に応じていただきたいと思います。光の当たらない所にこそ、政治の光を与えるのが責務です。要望して終わります。

【答弁・知事】 あまりにも誤解に基づいた質問をされるのは、私もやっぱり答えさせていただきます。今回は地方財政計画は伸びているんです。ところが私どもの予算は骨格的な予算ですから、数百億も減らした形でやっている。特に私は今回退任を表明しましたので、政策的に攻めのものは、これは次に繋げていくということを申し上げているので、削減したわけではないということだけしっかりと申し上げておきたいと思います。